

発議第 5 号

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年伊賀市条例第 25 号）の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 3 月 25 日提出

提出者 伊賀市議会議員

北森 徹

森中 秀哲

山下 典子

内原 篤

市川 岳人

記

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年伊賀市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下」を「第3項において」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。